

京 都 大 学 防 災 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(研究部門)</p> <p>第 8 条 防災研究所の研究部門は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>社会防災研究部門 地震防災研究部門 地盤災害研究部門 <u>気象・水象災害研究部門</u></p> <p>(附属研究施設)</p> <p>第 9 条 防災研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。</p> <p>巨大災害研究センター 地震災害研究センター <u>火山活動研究センター</u> 斜面未災学研究センター <u>流域災害研究センター</u></p> <p>水資源環境研究センター</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(研究体制)</p> <p><u>第 9 条の 2 第 8 条に掲げる研究部門と前条第 1 項に掲げる附属研究施設との横断的研究を推進するための単位として、総合防災研究グループ、地震・火山研究グループ、地盤研究グループ及び大気・水研究グループを設ける。</u></p> <p><u>2 総合防災研究グループは、社会防災研究部門及び巨大災害研究センターで構成する。</u></p> <p><u>3 地震・火山研究グループは、地震防災研究部門、地震災害研究センター及び火山活動研究センターで構成する。</u></p> <p><u>4 地盤研究グループは、地盤災害研究部門及び斜面未災学研究センターで構成する。</u></p> <p><u>5 大気・水研究グループは、気象・水象災害研究部門、流域災害研究センター及び水資源環境研究センターで構成する。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>(研究部門)</p> <p>第 8 条 防災研究所の研究部門は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>社会防災研究部門 地震防災研究部門 地盤災害研究部門 <u>気象・流域災害研究部門</u></p> <p>(附属研究施設)</p> <p>第 9 条 防災研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。</p> <p>巨大災害研究センター 地震災害研究センター <u>火山防災研究センター</u> 斜面未災学研究センター</p> <p><u>気候変動適応研究センター</u> 水資源環境研究センター</p> <p>2～4 (同 左)</p> <p>附 則 (令和 6 年達示第 4 9 号)</p> <p>1 この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行後最初に任命する火山防災研究センター長及び気候変動適応研究センター長の任期は、第 9 条第 3 項の規定にかかわらず、令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。</p>